



2025年11月28日

各位

本社所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号  
会社名 株式会社 出前館  
代表者 代表取締役社長 矢野 哲  
(コード番号: 2484 東京証券取引所スタンダード市場)  
問合せ先 財務経理グループ  
TEL: 03-6699-0800  
URL: <https://corporate.demae-can.co.jp/>

### 支配株主等に関する事項について

当社のその他の関係会社であるソフトバンクグループ株式会社、ソフトバンクグループジャパン株式会社、ソフトバンク株式会社、Aホールディングス株式会社、LINE ヤフー株式会社（以下「LINE ヤフー」といいます。）、NAVER Corporation、NAVER J. Hub 株式会社及び未来Fund 有限責任事業組合に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2025年8月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%) ※1			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ソフトバンクグループ株式会社	その他の関係会社	—	35.3	35.3	株式会社東京証券取引所プライム市場
ソフトバンクグループジャパン株式会社	その他の関係会社	—	35.3	35.3	非上場
ソフトバンク株式会社	その他の関係会社	—	35.3	35.3	株式会社東京証券取引所プライム市場
Aホールディングス株式会社	その他の関係会社	—	35.3	35.3	非上場
LINE ヤフー株式会社	その他の関係会社	35.3	—	35.3	株式会社東京証券取引所プライム市場
NAVER Corporation	その他の関係会社	9.3	18.4	27.7	韓国取引所
NAVER J. Hub 株式会社	その他の関係会社	—	18.4	18.4	非上場
未来Fund 有限責任事業組合	その他の関係会社	18.4	—	18.4	非上場

(注) 1. 議決権所有割合については、小数点以下第2位を四捨五入して記載しております。

#### 2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響の最も大きいと認められた会社の名称およびその理由

会社の名称	理由
LINE ヤフー株式会社	同社は、当社の議決権の35.3%を直接保有しております。

### 3. 企業グループにおける上場会社の位置付けその他の親会社等との関係

#### (1) 親会社等との関係

その他の関係会社である LINE ヤフーは、上記のとおり当社の議決権の 35.3%(潜在株式を除く。)、NAVER Corporation は、当社の議決権の 9.3%(潜在株式を除く。)、未来 Fund 有限責任事業組合は、当社の議決権の 18.4%(潜在株式を除く。)を直接保有する主要株主であり、当社は、LINE ヤフーの持分法適用関連会社であります。

当社取締役の親会社等における役職員の兼務状況は、下記のとおりです。また、当社グループでは従業員においても LINE ヤフーグループからの出向者を受け入れております。

(役員の内兼任状況)

(2025年8月31日現在)

当社における役職	氏名	親会社等での役職	就任理由
取締役	舛田 淳	LINE ヤフー株式会社 上級執行役員	当社グループの経営について適切な意見ならびに助言を得るため
取締役	坂上 亮介	LINE ヤフー株式会社 上級執行役員 CFO (最高財務責任者)	当社グループの経営について適切な意見ならびに助言を得るため

#### (2) 親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

上記のとおりその他関係会社等との間で役員の内兼任があるものの、その他関係会社等からの事業上の制約はなく、当社は独立した上場会社として、当社グループの経営方針、政策決定、事業展開について、自主独立した意思決定を行っております。また、取締役会決議において特別の利害関係を有するものは当該議案の決議に参加できない旨を取締役会規程において定めており、一定の独立性は保たれております。

### 4. 支配株主等との取引に関する事項

該当する事項はございません。

### 5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、少数株主保護の観点から「関連当事者取引管理規程」を定め、当社又は当社の子会社が、新たに関連当事者取引に該当する取引を行う場合は、当該取引の必要性、取引条件の妥当性等を慎重に検討した上で、経営会議の承認を得ることとしております。また、承認を得た当該取引は、社外取締役3名から構成される関連当事者取引検証諮問委員会にて当該取引の合理性、取引条件の妥当性等に関し審議され、当該委員会は取締役会に対し答申することとし、諮問を経た上で取締役会での承認を得るものとしております。

さらに、継続する関連当事者取引についても、年に1度関連当事者取引検証諮問委員会及び取締役会において、その取引継続の合理性や取引条件の妥当性を報告することとしており、取締役会に出席した独立役員及び監査役に対し、意見を求めています。

以上